

滋 森 審 第 11 号
平成 30 年(2018 年)11 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一

琵琶湖森林づくり基本計画（改定）について（答申）

平成 30 年 7 月 24 日付け滋森政第 7 1 0 号で貴職から諮問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画の見直し」について、別添のとおり答申します。

第1 琵琶湖森林づくり基本計画策定の趣旨

琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて
新たな森林経営管理制度を規定した「森林経営管理法」が成立したことなど、最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、見直しを行う。

第2 基本計画が目指す森林づくりの方向

基本方向
○琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進
基本方針
○森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
○県民全体で支える森林づくり

第4 基本施策

1 環境に配慮した森林づくりの推進
間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進する。
森林資源を活用し持続可能な森林経営を推進することによってSDGsの目標達成に貢献する。
森林経営管理法に規定する新たな森林経営管理制度の推進を図る。
①琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進
多面的機能の持続的発揮に向けた適正な森林の保全・管理、琵琶湖の保全および再生に貢献する森林づくり、新たな森林経営管理制度の推進
（「シカ被害等により引き起こされる恐れのある表土流出等による水源かん養機能低下への対策」を追加）
②持続可能な森林整備の推進
将来にわたる森林の多面的機能の発揮を推進
③生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進
多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくり

2 県民の協働による森林づくりの推進
琵琶湖の水源である森林を県民が一体となって守り育てる森林づくりを推進する。また平成33年に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭を機に、森林づくりや緑化活動を通じた県民運動を展開する。
①多様な主体による森林づくりへの支援
森林組合、地域、NPOなど多様な主体の参画促進
②県民の主体的な参画の促進
森林づくりへの県民の理解を深め参画を促進
③森林の整備、林業の振興と山村の活性化の一体的な推進
森林整備、木材生産とともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、定住を促進するなど、山村の活性化を推進

3 森林資源の循環利用の促進
木材は再生可能な天然資源であり、積極的に活用することで、地球環境の保全や地域の再生に貢献する。
①林業活動の活性化による森林資源の活用（川上）
森林資源の活用により、地球温暖化防止をはじめ森林の多面的機能の持続的発揮に貢献
②県産材の流通・加工体制の整備（川中）
県産材の生産情報を一元管理するとともに、安定供給体制や加工体制を整備
③県産材の有効利用の促進（川下）
公共施設や住宅などへの県産材の利用拡大を推進、地域での木質バイオマスの利活用の取組を推進

4 次代の森林を支える人づくりの推進
森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚、森林整備の中核を担う森林組合等の組織体制の整備や林業従事者の育成・確保を図る。
①森林所有者等の意欲の高揚
森林所有者・林業従事者に森林整備情報の提供や技術指導を行うほか、自伐型林業の推進
②森林組合の活性化林業の担い手の確保・育成
林業への新規就業者の確保や育成、中堅の現場技術者や森林施業プランナー、また林業に携わる市町の行政担当者等の人材育成を総合的に行うことにより、持続的な森林整備や木材生産等を推進し、また新たな森林経営管理制度に対応する。また、森林組合の組織体制の充実と人材の育成を図る
③森林環境学習の推進
森林の働きや重要性について理解を深め、森林づくりへの参加意識の高揚に努める

第3 基本計画の位置づけ

1 性格と役割
琵琶湖森林づくり基本計画は、琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効性のあるものとするためのアクションプランと位置づける。
計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成32年度（2020年度）までの16年間とする。
戦略プロジェクトの取組期間は、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までの6年間とする。

第5 戦略プロジェクト

プロジェクトのテーマ
○生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進
○県産材の安定供給体制の確立
戦略プロジェクトは、基本施策を具体的・計画的に進めるため、重点的かつ戦略的に取り組む施策を掲げたもの。平成27年度から平成32年度までの6年間は、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」をテーマとして戦略プロジェクトに取り組む。

戦略1.環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト
健全な水源林の育成と生物多様性の保全
○水源林の適正な保全・管理の推進（「シカ被害等により引き起こされる恐れのある表土流出対策等」を追加）
○新たな森林経営管理制度の推進
○持続可能な森林整備による森林吸収源対策の推進
○生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進
【6年間の取組】
・除間伐等の実施
・林地境界の明確化
・ニホンジカの捕獲
・生物多様性に配慮した治山・林道工事
・新たな森林経営管理の仕組みへの市町の参画

戦略2.県民の協働による森林づくり推進プロジェクト
多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり推進プロジェクト
多様な主体による森林・林業・山村づくり活動
○第72回全国植樹祭を契機とする県民運動の取組
○多様な主体による森林づくりの推進
○森林づくりへの新たな参画の促進
○山村の資源を活用した森林・林業・山村づくり
【6年間の取組】
・森づくり団体の活動のPR
・琵琶湖森林づくりパートナー協定の締結
・全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイへの参加促進
・森林・林業・山村づくりモデル地域設定

戦略3.森林資源の循環利用促進プロジェクト
森林資源の循環利用の促進
○木材需要に応える県産材生産拡大の取組
○県産材の流通体制の整備
○県産材の有効利用による温暖化対策への貢献
（国民スポーツ大会などの大型イベントの木材需要への県産材供給推進、CLTなど新たな製品の普及）
【6年間の取組】
・びわ湖材を使用した木造公共施設整備
・びわ湖材証明制度の推進
・木材流通センター取りまとめによる原木の取扱
・県内の素材需要量

戦略4.次代の森林を支える人づくりの推進プロジェクト
豊かな森林づくりと森林資源の循環利用の担い手育成
○森林資源の循環利用のための新たな森林経営管理制度に対応する担い手づくり
○意欲ある林家・グループの育成
○森林環境学習・林業体験学習の充実
【6年間の取組】
・認定森林施業プランナーの育成
・自伐型林業育成研修の開催
・木育の推進

TPPへの対応（林業の体質強化のための対策）
①間伐と路網整備に対する支援
②地域材の運搬に係る流通経費の支援
③木造公共施設の整備に対する支援
④林業従事者の育成・確保と山村における起業等の促進
⑤CLTなどの新たな地域材利用の取組推進

第6 推進体制

1 財源の確保
琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税（仮称）を活用
2 進行管理と点検評価
「PDCA型行政運営システム」による進行管理を行う。
3 実施状況の公表
森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等を通じて広く公表する。
4 市町との連携
県と市町が適切な役割分担のもと、必要な連携を図る。

琵琶湖森林づくり基本計画（改定）

答 申

平成30年11月15日

滋賀県森林審議会

第1 琵琶湖森林づくり基本計画策定の趣旨

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、琵琶湖を中央に四囲は伊吹、鈴鹿、比良、野坂の山系に囲まれた水とみどりの豊かな県である。

滋賀県の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、スギやヒノキなどの人工林、ブナ、コナラ、アカマツなどの天然林が琵琶湖と一体となって四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などさまざまな役割を果たしている。また、私たちは豊かな水をたたえる琵琶湖から多くの恵みを受けているが、その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々のみどり豊かな森林である。

滋賀県の森林・林業は、かつては山村に住む森林所有者や里山林周辺の住民により管理されることで県民の生活に恩恵をもたらすとともに、琵琶湖の水源としての機能を発揮してきた。

しかし、生活様式の変化による薪炭から化石燃料への転換や、木材輸入の増加による林業生産活動の低迷等により適切に管理されずに放置され、荒廃した森林が見られるようになってきた。

この状態が続くと、琵琶湖の水源かん養はもとより県土の保全など森林の持つ多面的機能が損なわれ、県民の生活に深刻な影響をもたらすことになる。

このため、平成16年3月に制定された琵琶湖森林づくり条例に基づき、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるように施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、50年、100年先も展望しつつ、平成32年（2020年）までを期間とする計画を策定する。

◇琵琶湖森林づくり基本計画の見直しの経過

森林づくりは長期的な展望に立って着実に進めていく必要があるが、社会経済情勢の変化に対応するため、5年ごとに見直しを行うこととしている。

○平成22年3月 第1回見直し

平成17年3月策定後、5年を経過したための戦略プロジェクトを見直したもの。

平成22年度～平成26年度までの5年間のテーマ

「急がれる県産材の安定供給体制の整備と地球温暖化防止森林吸収源対策による森林の保全整備の推進」

○平成28年3月 第2回見直し

前回見直しから5年が経過し戦略プロジェクトを見直し、また目的不明な森林の取得やニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護、林地境界の不明瞭化などの課題に対応するため、平成27年3月の琵琶湖森林づくり条例の一部改正に基づき、見直したもの。

平成27年度～平成32年度までの6年間のテーマ

「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」「県産材の安定供給体制の確立」

○今回（第3回見直し）

新たな森林経営管理制度を規定した「森林経営管理法」が成立したことなど、最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、見直しを行うもの。

森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 全国的な状況

- ・平成 27 年 9 月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行。平成 29 年 3 月に「琵琶湖の保全再生施策に関する計画」策定。琵琶湖を守ることと活かすことの好循環のさらなる推進が必要とされた。
- ・平成 28 年 5 月 2015 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 SDGs」を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とした「SDGs 推進本部」が設置され、同年 12 月に「SDGs 実施指針」策定。実施指針の 8 つの優先課題のひとつに「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」があり、具体的施策として「持続可能な森林経営の推進」が掲げられた。
- ・平成 29 年 12 月 閣議決定された「平成 30 年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成 31 年度の税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定。
「平成 30 年度税制改正の大綱」においては、森林環境税（仮称）の課税は平成 36 年度から、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、新たな森林管理システムの構築と合わせ平成 31 年度から行うこと、また、使途について、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、並びに都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用にあてなければならないこと等が示された。
- ・平成 30 年 5 月 「森林経営管理法」が成立。林業の成長産業化と深林資源の適切な管理の両立に向け、市町村が仲介役となり、森林の経営管理を意欲と能力のある民間事業者に集積・集約化するとともに、民間では経営管理ができない森林の管理を市町村が行う、新たな森林管理システムを構築しようとするもの。この新たな森林管理システムを前提として、平成 31 年度に森林環境税（仮称）および森林環境譲与税（仮称）が創設される方針。

(2) 本県の状況

- ・平成 29 年 3 月 「しがの林業成長産業化アクションプラン」策定。多くの人工林資源が成熟期を迎え充実する中、森林資源の循環利用に取り組み、川上から川下まで、すなわち木材の生産から流通・利用に至る林業・木材産業の活性化を推進。
- ・平成 30 年 3 月 「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」策定。琵琶湖の保全・再生を図るための 3 つの視点（水源かん養機能維持、流木・流出土砂対策、持続的な資源利用）に基づく森林づくりを進めるため、滋賀県内の林業従事者や森林所有者が森林づくりを実践する際に必要となる、森林整備の基本的な考え方を整理した。
- ・平成 30 年 8 月 平成 33 年の「第 72 回全国植樹祭」滋賀県開催が決定。滋賀県では昭和 50 年以来、46 年ぶり、2 回目の開催となる。

これまでの取組の成果と今後の課題

(戦略プロジェクトの指標の目標年度は平成 32 年度であるため、現時点での実績をもとに評価)

(1) 環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成 26 年度 (戦略プロジェクト策定時)	平成 32 年度 目 標	平成 29 年度 実 績	達成率
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積	2,227ha	3,100ha	2,059ha	66%
境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)	1,023ha	7,000ha	2,839ha	30%
ニホンジカの捕獲数	14,374 頭	15,000 頭 (H29 目標 19,000 頭)	14,601 頭	77%
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46 か所	75 か所	58 か所	77%

森林整備については引き続き、森林所有者への普及啓発を一層進めるとともに、間伐材の有効利用に向けた基盤整備や人材の育成が必要である。

ニホンジカの被害は、針広混交林化や再造林を進めるうえで障壁となっており、下層植生の衰退や土砂流出の危険性の増大など自然生態系や県土を保全するうえでも脅威となっており、引き続き目標達成に向け捕獲に努める必要がある。

局地的な集中豪雨などにより琵琶湖への流木や流出土砂が発生しており、流木を発生させない、災害に強い森林づくりが求められる。

林地境界明確化は、適正な森林整備や迅速な災害復旧などに必要であるが、森林所有者の高齢化や不在村化が進んでおり、喫緊に取り組まなければならない。

今後、森林経営管理法に規定する、新たな森林経営管理制度を推進し、制度の主体となる市町を支援することにより、放置人工林等の整備に努める必要がある。

(2) 県民協働による森林整備の推進

指標	平成 26 年度 (戦略プロジェクト策定時)	平成 32 年度 目 標	平成 29 年度 実 績	達成率
活動を PR する森林づくり団体数(累計)	68 団体	160 団体	81 団体	61%
琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23 か所	35 か所	23 か所	0%

びわ湖水源の森の日・月間を中心に普及啓発を実施しているが、森林税の認知度がまだ 30%程度と低く、県民協働の森林づくりの推進のために周知が必要である。(平成 27 年度県民世論調査(速報値))

市民団体等による地域の森林を守る取り組みが活発化しており、活動の継続と他の地域への波及が求められる。

「琵琶湖森林づくりパートナー協定（企業の森）締結数(累計)」は前回見直し時点（H26）から新たな協定が締結されておらず、今後目標達成に向け、啓発に努める必要がある。

平成 33 年に開催を予定している全国植樹祭に向け、琵琶湖の水源林を守り育てる意識の醸成を図る必要がある。

また、県民協働による森林づくりを推進することにより、森林・山村の活性化を図ることが必要である。

（３）森林資源の循環利用の促進

指標	平成 26 年度 (戦略プロジェクト策定時)	平成 32 年度 目 標	平成 29 年度 実 績	達成率
びわ湖材を使用し整備した 木造公共施設数	16 施設	20 施設	14 施設	70%
びわ湖材認証を行った 年間木材量	32,109 m ³	65,000 m ³	54,981 m ³	85%
木材流通センターとりまと めによる原木取扱量	10,012 m ³	40,000 m ³	40,193 m ³	100%

県内の全市町で「木材利用指針」が策定され、市町の公共施設等で木造化・木質化が進展しているものの、使用する県産材が必要な時に揃わないなど調達面に課題がある。

県外の大型製材工場等からの需要は増加しており、川上側からの安定した供給体制の強化が必要である。

今後、滋賀県で開催される予定の全国植樹祭や平成 35 年の国民スポーツ大会などの大型イベント等の木材需要へ確実に県産材を供給していくことや、建て替えを迎える小中学校等に県産材を活用していくことが必要である。

（４）次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成 26 年度 (戦略プロジェクト策定時)	平成 32 年度 目 標	平成 29 年度 実 績	達成率
認定森林施業プランナー数	16 名	30 名	27 名	79%
自伐型林業育成研修の 開催数	4 回	15 回	6 回	40%
乳幼児に向けた「木育」に 取り組む市町の数	0	19 市町	7 市町	37%

森林施業プランナーや作業道作設オペレーターの養成に加えて、専門的に従事する担い手の確保に向けた更なる取り組みが必要である。

新たな森林経営管理制度に対応した経営力のある林業経営体の育成が必要である。

様々な世代を対象とする「木育」を推進することが必要である。

第2 基本計画が目指す森林づくりの方向

・基本方向

○琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

滋賀県の森林は、琵琶湖の水をはぐくみ、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しており、健全な状態で次代に引き継ぐため、森林づくりを推進する。

・基本方針

○森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり

○県民全体で支える森林づくり

森林は、琵琶湖の水源の涵養や生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、これらの森林からの様々な恩恵を未来に引継いでいくためには、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくりを行う必要がある。

また、森林は県民全体の貴重な財産として、森林所有者のみではなく、県民全体で支える必要がある。

・基本理念の目指す姿

1 森林の多面的機能の持続的発揮と地域の特性に応じた森林づくり

林内は適度な日照が確保され、多様な動植物が生息・生育することにより生物多様性が保全されている。森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう適切な密度管理がおこなわれ、森林が地域の特性を活かして整備されている。

2 県民の主体的な参画による森林づくり

県民一人ひとりが森林の重要性を十分に理解するとともに、その恵みに感謝し、自分たちにできる方法で森林づくりに協力している。

3 全ての県民の適切な役割分担と協働による森林づくり

森林所有者や林業グループと森林ボランティアや市民団体、企業等の多様な主体の協働により県内各地で森林づくりが実践されている。

4 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり

森林資源の有効利用が進み、林業、木材産業が活性化している。

県産材の流通システムが構築されるとともに、県産材住宅が普及し、公共施設の木造化・木質化が進んでいる。木質バイオマスが地域のエネルギー利用などに有効に活用されている。

5 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

森林所有者が森林の多様な価値を認識し、生き生きと森林づくりに取り組んでいる。森林組合は地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たし、豊富な森林管理技術を持つ林業従事者が就労している。森林環境学習があらゆる世代で進められ、森林の重要性が広く認識されている。

第3 基本計画の位置づけ

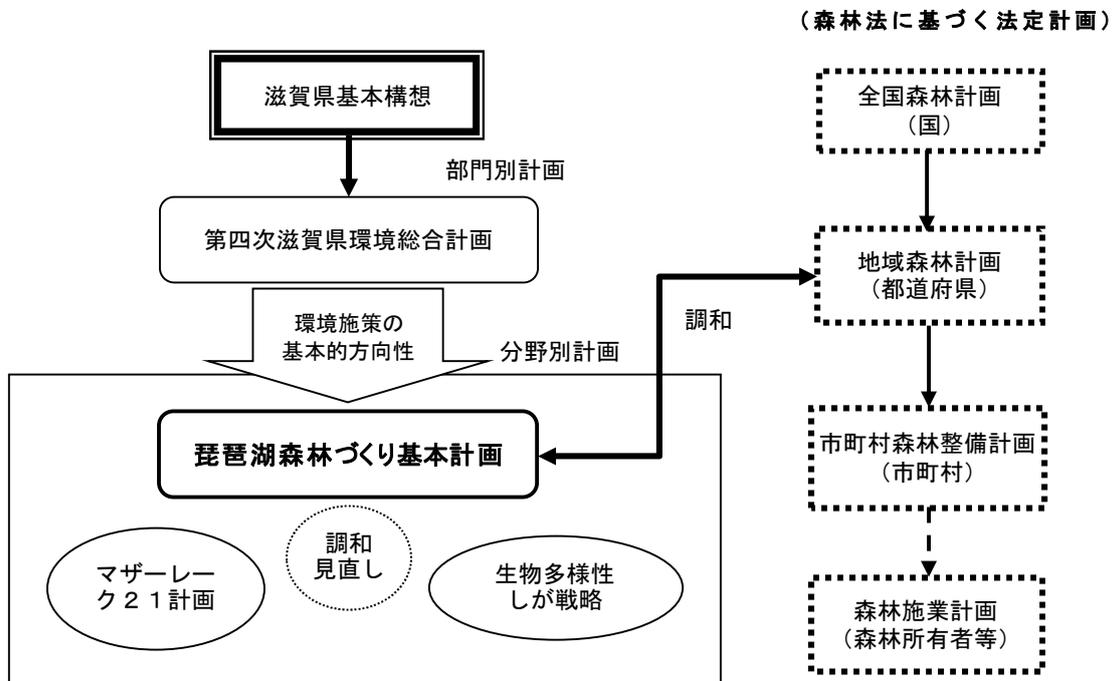
1 性格と役割

琵琶湖森林づくり基本計画は、琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効性あるものとするためのアクションプランと位置づける。

○滋賀県の新しい森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進する上での中心的枠組みであり、施策の基本となる方針を示す。

○幅広い県民からの意見・提案を反映し、協働して森林づくりを行う上での共通の指針となるものである。

○県行政の最上位計画である「滋賀県基本構想」のもとで「第4次滋賀県環境総合計画」など他の県計画との調和を図る。なお、森林づくりに関する既定の計画事項については随時見直す。



2 計画期間

○計画の始期 : 平成 17 年度 (2005 年度)

○長期的な目標 : 基本施策の取組期間は、平成 17 年度 (2005 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 16 年間とする。

○中期的な目標 : 戦略プロジェクトの取組期間は、平成 27 年度 (2015 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 6 年間とする。

第4 基本施策

琵琶湖森林づくり基本計画が長期的な目標として目指す平成32年度（2020年度）までの基本施策として、次の4つの柱を立てる。

- 1 環境に配慮した森林づくりの推進
- 2 県民の協働による森林づくりの推進
- 3 森林資源の循環利用の促進
- 4 次代の森林を支える人づくりの推進

【1 環境に配慮した森林づくりの推進】

滋賀県の森林は、県土面積の約2分の1を占め、水源かん養や県土の保全をはじめ二酸化炭素の吸収源などの多面的機能を有し、県民の暮らしにはなくてはならないものである。

また、多様な動植物が生息・生育していることから、生物多様性を保全する場として、重要な役割を果たしている。

生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息・生育する環境に配慮した豊かな森林づくりを推進する。

森林資源を活用し、持続可能な森林経営を推進することによって、SDGsの目標達成に貢献する。
また、森林経営管理法に規定する新たな森林経営管理制度の推進を図る。

※SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは先進国、開発途上国を問わず、国連に加盟するすべての国が、2016～2030年の15年間で達成することを掲げたもの。森林はSDGsの多くに関連するとともに、ターゲットとして、持続可能な森林経営の実施を促進し、世界全体での新規植林や再植林を大幅に増加させることが盛り込まれている。

SDGsと森林・林業の関係について、直接的には目標15「陸の豊かさを守ろう」が該当する。また森林の多面的機能を踏まえると、水源かん養機能は目標6「安全な水とトイレを世界中に」、土砂災害防止機能は目標11「住み続けられるまちづくりを」、二酸化炭素吸収機能は目標13「気候変動に具体的な対策を」に該当するといえる。また、森林認証制度は目標12「つくる責任つかう責任」、木質バイオマス燃料の普及は目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の達成に貢献することができる。

（出展：「森林・林業白書 平成30年度版」林野庁、「林業経済2018年71巻4号」一般財団法人林業経済研究所）

（1）琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

水源林を健全な姿で未来に引き継ぐため、多面的機能の持続的発揮に向けた適正な森林の保全・管理の取組を推進する。

また、琵琶湖保全再生法の施行にともない、森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除などの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生に貢献できるよう積極的に取り組む。

新たな森林経営管理制度の推進を図り、放置森林の整備に努める。

- ・①水源林の土地取引の把握
森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を事前届出制度の導入により把握し、不適切な土地利用を監視・指導することで、水源林の適正な管理につなげる。
- ・②水源林の巡視の強化
「水源林保全巡視員」を配置し、巡視を強化するとともに、森林の地形や森林被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握し、その対策に資する。
- ・③森林病虫害獣害の防除、保安林指定、災害からの森林保全
ナラ枯れや野生動物による森林被害等森林病虫害獣害の防除に努め、保安林の指定や災害に強い森林整備を推進することで、森林の多面的機能を高度に発揮させ、山地災害から県民の生命財産を保全する。
シカ被害等により引き起こされる恐れのある植生衰退による表土流出や、それに伴う水源かん養機能低下への対策に努める。
- ・④公的管理森林の適切な森林整備
県営（有）林や造林公社営林地など公的に管理された森林が、多面的機能を高度に発揮するように適切な森林整備に努める。
- ・⑤新たな森林経営管理制度の推進
新たな森林経営管理制度に基づき、市町が主体となった森林の経営管理の集積・集約化や公的管理等を支援し、制度の円滑な運用を図る。
- ・⑥放置森林の整備に向けた森林所有者の特定や境界の明確化
林地境界が不明瞭であることが適切な森林経営管理や災害復旧などを進める上で支障となることから、効率的に森林所有者への意向調査や境界明確化を推進するための仕組みの構築を支援する。
- ・⑦環境に配慮した森林づくりのための調査・研究
公益的機能が高度に発揮できる環境に配慮した森林づくりの推進のための調査、研究を行う。

（２）持続可能な森林整備の推進

森林資源の循環利用（「植える→育てる→使う→植える」というサイクル）を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたり森林の多面的機能を発揮させる。

- ・①地域特性に応じた森林整備
地域で継承されてきた林業技術などを活かしながら、地形、気候、植生など地域の特性に応じた森林整備を進める。
- ・②長伐期林・複層林への誘導
長伐期林や複層林などの多様な樹種や齢級で構成された森林に誘導する。
- ・③計画的な除間伐の推進
計画的な除間伐の推進により手入れ不足森林を解消し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる。
- ・④再生林の促進による森林の適正な更新と県産材生産の拡大
低コスト造林技術を活用した再生林の取組等を支援し、県内産種子および苗木の生産体制の充実とともに森林の適正な更新を図る。

(3) 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する環境に配慮した豊かな森林づくりを推進する。

・①多面的機能発揮のための森林整備の推進

強度な間伐等による環境林への誘導など多面的機能発揮のための森林整備を推進する。

・②里山整備と多面的利用

特用林産物の生産や環境教育のフィールドなど里山を多面的に利用するため、地域特性に応じた里山整備を県民協働等により推進する。

・③多様な自然生態系の保全

自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な自然生態系を保全する。

・④ニホンジカ対策の強化

多様な主体による捕獲や広域的な連携による担い手の育成、先進的な捕獲手法の研究等によりニホンジカの生息密度を低減するとともに、被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全、希少種等の保護を図る。

・⑤巨樹・巨木等多様な森林生態系の保全

巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や山村文化の継承・発展などの取組を支援するとともに、新たな保全の仕組みの構築により、恒久的な保全を図る。

【基本指標】

● 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
民有林に占める保安林面積の 割合 (%)	33	35	36	38
治山事業による保安施設整備 面積 (ha)	31,795	37,589	38,128	42,100

注：保安林は、水源のかん養、土砂の流出防止など 17 種類あり、暮らしを守るために、特に、重要な森林が指定され、伐採の制限や保全管理など、森林の多面的機能の発揮に必要な管理が行われる。

● 持続可能な森林整備の推進

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
除間伐を必要とする人工林 に対する整備割合 (%)	64	52	60	90

注：人工林のうち1年間に除伐や間伐を必要とする森林に対して、その年に除伐や間伐を行った森林面積の割合のこと

● 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 24 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
下層植生衰退度 3 以上の 森林の割合 (%)	-	20	19	10

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「衰退度 0」から「衰退度 4」までの 5 段階に区分している被害程度のうち「衰退度 3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約 10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（平成 24 年度に調査を行い 180 箇所中 36 か所が「衰退度 3 以上」）（この指標については、5 年後を目途に調査を行う。）

【2 県民の協働による森林づくりの推進】

かけがえのない琵琶湖が県民総ぐるみで守られてきたことを踏まえ、琵琶湖の水源である森林を県民が一体となって守り育てる森林づくりを推進する。

また、平成33年に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭を機に、森林づくりや緑化活動を通じた県民運動を展開する。

（1）多様な主体による森林づくりへの支援

森林組合や地域、NPOなど多様な主体の参画による森林づくりへの取組を支援する。

・①森林ボランティア活動等への支援

県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援する。

・②企業やNPOなどの多様な主体による森林づくり

森林づくり活動に取り組む企業に対し、活動場所やパートナーの紹介などの支援を行う。

また、森林組合や地域、NPOなど多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われるよう支援する。

（2）県民の主体的な参画の促進

森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、森林づくりへの県民の理解を深め、主体的な参画を促進する。

また、第72回全国植樹祭を契機とする県民運動の展開を図る。

・①水源林の価値の評価と多面的機能の情報発信

滋賀県の森林の多様な生態系サービスの価値を評価し、森林の多面的機能の恩恵について、情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進する。

・②もりの日、もりの月間の普及啓発

10月1日のびわ湖水源のもりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくり活動を促進する。

・③上下流連携による森林づくり推進

琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進する。

・④第72回全国植樹祭を契機とする県民運動の展開

全国植樹祭の開催を通じ、森林・林業や山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を進める。

（3）森林の整備、林業の振興と山村の活性化の一体的な推進

森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、定住を促進するなど、山村の活性化を推進する。

【基本指標】

● 多様な主体による森林づくりへの支援

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
協定を締結して整備する 里山の箇所数 (累計) (箇所)	0	137	233	300

注：協定を締結して整備する里山とは、市町や任意団体等が今後の管理について、5年程度の協定を締結して整備を行う里山をいう。

● 県民の主体的な参画の促進

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
びわ湖水源のもりづくり月間の 森林づくりへの参加者数 (人)	1,583	11,845	7,392	13,000

【3 森林資源の循環利用の促進】

県産材を活用することは、森林資源の循環を活発にし、健全な森林整備に資することになる。木材は再生可能な天然資源であり、積極的に活用することで、地球環境の保全や地域の再生に貢献する。

また、林業成長産業化アクションプランの推進を図る。

（1）林業活動の活性化による森林資源の活用（川上）

林業活動を活性化することで、地域の振興を図るとともに、森林資源の活用により、地球温暖化防止をはじめ森林の多面的機能の持続的発揮に貢献する。

・①提案型集約化施業の推進

小規模・分散化した森林を集約するとともに、森林所有者に対し施業内容やコストを明示し、施業の提案を行う提案型集約化施業を推進する。

・②高性能林業機械等の導入による低コスト施業の推進

高性能林業機械の導入や効率的な架線集材技術の確立等により低コスト施業を推進し、県産材の生産体制の整備を図る。

・③林道等の路網の整備

木材生産や森林施業の効率化を図るため、周辺環境と調和を図りながら、林道、林業専用道および森林作業道の整備を推進する。

・④搬出間伐の推進

路網や機械などの生産基盤を整備し、森林整備の作業の効率化を図ることで、搬出間伐を推進する。

・⑤自伐型林業への支援

市町や地域と連携した木質バイオマス利用など森林資源の有効活用を促進するため、森林所有者自らが間伐材を搬出する自伐型林業を支援する。

（2）県産材の流通・加工体制の整備（川中）

県産材の生産情報の一元管理と安定供給体制の整備や加工体制の整備により、県産材の利用拡大に取り組む。

・①産地証明の取組支援

「びわ湖材」証明の取組を支援し、県産材の利用の拡大と木材の地産地消を推進する。

・②木材流通センターを核とした流通体制の強化

木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を発揮し、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備する。

・③県産材加工施設等の整備支援

県産材を効率的に加工するための施設等の整備に支援する。

（3）県産材の有効利用の促進（川下）

公共施設や住宅などへの県産材の利用拡大を推進するとともに、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進する。

・①県産材利用拡大の取組支援

県産材を活用した住宅に関する情報発信や研修会開催などの機会を通じ、木の良さや木を使う意義などについて普及啓発することで県産材の利用を促進する。

・②公共施設の木造化・木質化の推進

県自らが公共建築物等の木造化、木質化に努めるとともに、市町等に助言を行うことで、普及を図る。

・③木質バイオマス利活用施設等の整備支援

地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスを利活用するための施設等の整備に支援する。

・④森林資源の新たな利用方法等の調査研究

森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどにより、実用化を促進する。

【基本指標】

● 林業活動の活性化による森林資源の活用

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
県産材の素材生産量 (m ³)	38,000	56,000	88,000	120,000

【4 次代の森林を支える人づくりの推進】

森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚を図るとともに、森林整備や木材生産の中核を担う森林組合等の組織体制の整備や林業従事者の育成・確保を図る。

また、森林づくりの重要性を理解し、行動する青少年の育成など、次代の森林を支える人づくりを推進する。

（1）森林所有者等の意欲の高揚

森林所有者・林業従事者に森林整備情報の提供や技術指導を行うほか、新たに林業に従事したり自伐型林業を目指す人々に対し意欲の高揚を図る。

- ・①間伐等の森林整備情報や技術情報の提供の推進

森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発するとともに森林整備情報や技術情報の提供を推進する。

- ・②雇用・就業相談、森林管理技術研修

雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業従事者の育成・確保を図るとともに、林業への参入や森林山村における起業などに意欲ある人々の多様な働き方への支援策を検討する。

（2）林業の担い手の確保・育成

林業への新規就業者の確保や育成、林業就業者や森林施業プランナー、また林業に携わる市町の行政担当者等の人材育成を総合的に行うことにより、持続的な森林整備や木材生産等を推進し、また新たな森林経営管理制度に対応する。

また、森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう組織体制の充実と人材の育成を図る。

- ・① 1 県 1 組合をはじめとする森林組合の運営基盤の確立

活力ある森林組合の運営のために、滋賀県森林組合改革プラン基本方針に基づき 1 県 1 組合を目指す。

- ・②森林整備の次代を担う人材の養成確保と生産基盤の充実

林業労働力確保支援センターと連携した森林整備の担い手の確保や育成に努めるとともに、機械化の促進など生産基盤の充実を図る。

- ・③素材生産の担い手の育成

成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、素材生産の担い手となる技術者を育成する。

- ・④市町行政担当者の人材育成

新たな森林経営管理制度を実行する主体となる市町職員の人材育成を支援する。

（3）森林環境学習の推進

森林の働きや重要性についての県民の理解を深め、森林づくりへの参加意識の高揚に努める。

- ・①様々な世代に森林環境学習を推進

森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな世代の県民に、森林環境学習を進める。

- ②「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組支援
「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成する。
- ③「木育」の推進
木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進する。

【基本指標】

● 森林所有者等の意欲の高揚

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
地域の森林づくりを推進する 集落数 (集落)	25	89	102	100

注：地域の森林づくりを推進する集落とは、集落ごとにそれぞれの地域に応じた森林づくりについて話し合いの場が持たれ、共通の理解のもとに森林整備が進められる集落のこと。

● 森林組合の活性化

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (長期的な目標)
森林組合の低コスト施業実施 面積 (ha)	0	530	638	1,400

注：森林組合の低コスト施業実施とは、高性能林業機械等を活用し、施業地の集約化や作業路網の整備等、効率的な作業システムによる高い生産性を実現し、コストを削減するための取組のこと。

第5 戦略プロジェクト

・戦略プロジェクトのテーマ

○生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

○県産材の安定供給体制の確立

戦略プロジェクトは、基本施策を具体的・計画的に進めるため、重点的かつ戦略的に取り組む施策を掲げたものである。平成27年度から平成32年度までの6年間は、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」をテーマとして戦略プロジェクトに取り組む。

【戦略1. 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト】

○健全な水源林の育成と生物多様性の保全に取り組む

水源林を健全な姿で未来に引き継ぐため、森林の多面的機能の持続的発揮に向けた森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、森林資源の持続可能な利用に向け生物多様性が保全された多様な動植物が生息・生育する環境に配慮した豊かな森林づくりを推進する。

〔水源林の適正な保全・管理の推進〕

- ・水源涵養機能の維持に特に必要と認める森林を水源森林地域に指定し、届出制度により土地の所有権移転等の情報を事前に把握して、届出者に必要な指導・助言を行うことで、適正な土地利用につなげる。
- ・シカ被害等により引き起こされる恐れのある表土流出等の防止対策を行うことにより、水源かん養機能の維持や回復を図る。
- ・多発する傾向にある台風や局地豪雨による山地災害に備えるため、災害に強い森林づくりを推進する。
- ・水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地、森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化することで、水源林の保全に努める。

〔新たな森林経営管理制度の推進〕

- ・森林の集積・集約化や公的管理を行うための主体となる市町を支援し、新たな森林経営管理制度を推進する。
- ・森林所有者に対する経営管理の意向調査や境界明確化を図るため、県、市町、森林組合等が参画する事業実施の核となる組織の設立と人材の確保を進める。

〔持続可能な森林整備による森林吸収源対策の推進〕

- ・二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめとした森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的な除間伐等を実施する。
- ・スギ・ヒノキの少花粉苗木の生産を推進し、低コスト造林技術等の活用と確実な獣害対策の実施により、伐採後の再造林など森林の適正な更新を図る取組を進める。

〔生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進〕

- ・治山・林道工事において生物多様性に配慮した緑化に取り組むなど、動植物の生息・生育環境を整え

るとともに災害に強い森林づくりを推進する。

- ・身近に自然を感じることでできる里山を、環境学習やレクリエーションの場として、また、獣害対策の緩衝帯として機能するよう、市町等と連携した整備を進める。
- ・生物多様性の保全に向けて増えすぎたニホンジカの生息密度を低減するために、多様な主体による捕獲を推進するなど捕獲数の拡大を図る。
- ・巨樹・巨木等の貴重な森林生態系の恒久的に保全するための取組を支援する。
- ・環境林等の多様な森林整備に取り組むことにより、多面的機能を持続的に発揮し、多様な動植物が生息・生育する生物多様性の保全に向けた森林づくりを推進する。

【6年間の取組】(再掲)

区分	平成 26 年度実績 (計画策定時)	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (目標)
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 注 1	2, 227ha	2, 059ha	3, 100ha
境界明確化に取り組んだ森林面積 (累計)	1, 023ha	2, 839ha	7, 000ha
ニホンジカの捕獲数	14, 374 頭	14, 601 頭	15, 000 頭 注 2
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46 か所	58 か所	75 か所
新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数 注 3	—	—	11 市町

注 1：除間伐等の森林施業を実施した森林の面積とは、森林を適切な状態に保つために実施する森林施業（除伐、間伐、更新伐、松くい虫等の伐倒駆除等）の面積。

注 2：滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)における目標頭数。

注 3：新たな森林経営管理の仕組みとは、県、市町、森林組合等で組織する協議会において、森林所有者への意向調査や境界明確化の活動を効率的に行う仕組みのこと。

【戦略2. 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト】

○多様な主体による森林・林業・山村づくり活動を進める

森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、森林づくりへの県民参加を促進するとともに、森林組合や地域、NPOなどの森づくり団体など多様な主体の参画による森林づくりへの取組を支援する。

〔第72回全国植樹祭を契機とする県民運動の取組〕

・全国植樹祭を契機とし、県民が自ら率先して、「森林づくりに参加する」「びわ湖材を使う」「滋賀県産の苗木を植え育てる」などの意識の醸成を図り、琵琶湖の水源林を守り育てる取組を全国へ発信することにより、県民運動として展開する。

〔多様な主体による森林づくりの推進〕

- ・森林所有者自らが手入れできない森林については、森林組合や地域など多様な主体による森林づくりを推進する。
- ・企業等多様な主体による森林づくりを促進するため、森林・林業に関する情報の提供や技術の指導を積極的に行い、その環境整備を進める。

〔森林づくりへの新たな参画の促進〕

- ・県民の森林づくりへの新たな参画を促進するため、滋賀の森林の多様な生態系サービスの価値を評価し、情報発信する。
- ・県民の森林づくりへの関心を高め、県民の森林づくりへの新たな参画を促進するため、びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間を中心に琵琶湖を守る森林の大切さを普及する。

〔山村の地域資源を活用した森林・林業・山村づくり〕

- ・森林の整備とともに山村の地域資源を活用した仕事おこしや魅力の発信、都市部との交流をなどを通じ、山村の活性化を推進する。

【6年間の取組】（再掲）

区分	平成26年度実績 (計画策定時)	平成29年度 実績	平成32年度 (目標)
活動をPRする森林づくり団体数（累計）	68 団体	81 団体	160 団体
琵琶湖森林づくりパートナー協定 (企業の森) 締結数（累計）	23 か所	23 か所	35 か所
<u>全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクー ルステイに参加する主体数</u>	—	—	280 主体
<u>森林・林業・山村づくりモデル地域数</u>	—	—	5 か所

注：活動をPRする森林づくり団体とは、「森づくりネット・しが」に掲載された団体のこと。

【戦略3. 森林資源の循環利用促進プロジェクト】

○森林資源の循環利用の促進による林業活動の活性化に取り組む

県内需要を高めながら、公共施設や住宅、木質バイオマスなど県産材を積極的に利活用することで、森林資源の循環利用を促進し、林業活動を活性化して、地域再生や地球環境の保全に貢献する。

〔木材需要に応える県産材生産拡大の取組〕

- ・地域特性に応じた作業システムを構築し、作業の効率化を図ることで、搬出間伐を推進する。
- ・林業の生産性の向上や低コスト化を図るため、路網や作業土場等の整備を推進する。
- ・森林資源の有効活用等につなげるため、自伐型林業による搬出間伐等の取組を推進する。
- ・森林所有者と県、市町、森林組合、自治会等が連携し、集約化施業を計画的に実施していく取組を推進する。
- ・林内に放置されてきた未利用木質バイオマス（C材、D材等）の搬出利用を推進する。

〔県産材の流通体制の整備〕

- ・県産材の利用拡大を進めるため、ニーズに即した原木供給など需給のマッチングを推進する。
- ・地産地消を推進し、県産材の利用拡大を図るため、「びわ湖材」の産地証明の取組を進める。
- ・木材流通センターを核とした流通体制の強化に取り組む。
- ・県産材（A材）の流通を促進するため、地域の製材所が連携・協力して県産材を地域で加工し、建築物等の需要に確実に応える取組を推進する。

〔県産材の有効利用による温暖化対策への貢献〕

- ・木材の良さや木材利用による温暖化対策への貢献をアピールするため、住宅等における県産材利用を推進するとともに、今後建て替えを迎える学校などの公共施設の木造化・木質化の推進に取り組む。
- ・県産材の有効利用を図るため、県産材加工施設や木質バイオマス利活用施設等の整備を推進する。
- ・県産材需要を拡大するため、新たな利用方法等の調査研究や実用化に向けた取り組みを支援する。
- ・全国植樹祭や国民スポーツ大会などの大型イベントの木材需要に対し、県産材供給を促進する。
- ・C L Tなどの新たな木材製品の普及を図ると同時に、製品に対する県産材利用を促進する。

【6年間の取組】（再掲）

区分	平成 26 年度実績 (計画策定時)	平成 29 年度 実績	平成 32 年度 (目標)
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16 施設	14 施設	20 施設
びわ湖材証明を行った年間木材量	32,109 m ³	54,981 m ³	65,000 m ³
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量	10,012 m ³	40,193 m ³	40,000 m ³
県内の素材需要量		95,000 m ³	120,000 m ³

【戦略4. 次代の森林を支える人づくりの推進プロジェクト】

○豊かな森林づくりの普及と森林資源の循環利用の担い手の育成に取り組む

県民に生物多様性に富んだ豊かな森林づくりへの理解と関心を深めるとともに、森林資源を活用するために森林所有者や林業従事者に森林整備情報の提供や技術指導を行う。

また、森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手として、役割を果たせるよう育成する。

〔新たな森林経営管理制度に対応する担い手づくり〕

- ・施業の集約化、間伐施業の推進を図るため、担い手である森林組合等の森林施業プランナー、作業道作設オペレーターなどの森林資源の循環利用のための担い手の養成を推進する。
- ・新たな森林経営管理制度に対応する経営力のある林業経営体の育成を支援する。
- ・森林組合による広域合併や組合加入率の向上を図るなどの経営や業務の改善に向けた取組を支援する。
- ・林業労働者の育成や雇用の安定化を図るため、研修機会の提供や計画的な業務量の確保等を支援する。
- ・林業への就業希望者へ、林業技術等の学習機会を提供する。
- ・新たな森林経営管理制度を実行する主体となる市町職員の人材育成を支援する。
- ・本県の林業施策に必要な技能の習得を中心に行う人材育成機関を設置する。

〔意欲ある林家・グループの育成〕

- ・自伐型林業を目指すなど森林整備に意欲のある森林所有者等を育成するため、森林整備情報や技術情報の提供を推進する。
- ・林業グループの育成・確保を図るため、林業グループ等が自主的に行う森林の保全管理や資源利用等の活動に対して支援を行う。

〔森林環境学習・林業体験学習の充実〕

- ・森林と琵琶湖をつなぐ森林環境学習「やまのこ」事業を着実に実施し、学校や地域の実態に応じた学習プログラムの一層の充実を図る。
- ・林業や木材産業に対する理解を深め、将来の進路選択の一助となるよう、市町における林業体験学習等の実施を促進する。
- ・木に触れながら育つ環境を整備することなど、市町における「木育」を促進する。

【6年間の取組】（再掲）

区分	平成26年度実績 (計画策定時)	平成29年度 実績	平成32年度 (目標)
認定森林施業プランナー数	16名	27名	30名
自伐型林業育成研修の開催数	4回	6回	15回
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	7市町	19市町

第6 推進体制

1 財源の確保

○琵琶湖森林づくり県民税および平成31年度から譲与される森林環境譲与税（仮称）を活用し、着実な森林づくりに向けた事業に充てる。

2 進行管理と点検評価

○本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「P D C A型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行う。

○年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価する。

○それらの結果を本計画等の改善に反映し、5年を目途に戦略プロジェクトの見直しを行う。

○評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施する。

3 実施状況の公表

○県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表する。

4 市町との連携

○琵琶湖森林づくり事業との整合性を図りつつ、県と市町の適切な役割分担のもと、森林環境譲与税（仮称）により森林整備等を実施する市町を支援し、必要な連携を図る。